

## 学校臨時休業対策費補助金交付要綱

令和2年3月10日 文部科学大臣裁定

### (通 則)

第1条 学校臨時休業対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として全国学校給食会連合会（以下「連合会」という。）が行う、以下の事業毎に記載した内容を目的とする。

#### ① 学校給食費返還等事業

学校の設置者が学校の臨時休業（令和2年3月2日から春季休業の開始日の前日までの間における学校保健安全法第20条に基づく臨時休業）（以下「臨時休業」という。）に伴う学校給食休止に係る学校給食費を保護者に対して返還等するための経費を支援する事業（以下「補助事業①」という。）に対して補助を行うことにより、保護者の負担軽減等に資すること。

#### ② 衛生管理改善事業

学校の設置者が、令和元年度中に契約を行い、学校の臨時休業による学校給食休止に伴い、契約変更等を行った学校給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む）（以下「学校給食調理業者」という。）に対し、地方公共団体が職員研修や設備等の購入に係る経費を支援する事業（以下「補助事業②」という。）に対して補助を行うことにより、令和2年4月からの学校給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図ること。

### (定義)

第3条 この要綱において、適正化法第2条第3項に規定する補助事業者等とは連合会とし、適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等とは第4条第1項の規定により連合会から補助金の交付を受けた、補助事業①に関しては学校の設置者とし、補助事業②に関しては地方公共団体とする。

### (交付の対象)

第4条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、連合会が補助事業を実施するため、又は間接補助事業者等へ補助金を交付するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の連合会が間接補助事業者等に対して行う交付の手続きは、連合会の会員である各都道府県の学校給食会又は学校給食・食育支援センター（以下「給食会等」という。）を通じて行うものとする。ただし、当該給食会等が原因となる補助金の交付の手続きは、連合会が自ら行うものとする。

- 3 補助事業に係る補助対象経費、補助対象経費の範囲及び補助金の額等は別記に定めるところによる。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。
- 4 間接補助事業に係る補助対象経費、補助対象経費の範囲及び補助金の額等も前項と同様とする。ただし、事務費を除く。

(申請手続)

第5条 連合会は、この補助金の交付を受けようとする場合は、別に定める期日までに、交付申請書(様式1)を大臣に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第6条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、交付決定通知書(様式2)にその決定の内容を交付の申請をした連合会に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。
  - 3 連合会は、補助金の交付を受けたときは、交付された補助金のうち第4条第1項に規定する間接補助事業者等への補助金の交付に関する事業の額に相当する金額を速やかに間接補助事業者等に交付しなければならない。
  - 4 大臣は、交付申請書が文部科学省に到達した日から起算して原則として30日以内に交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた連合会は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 連合会は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更)

- 第9条 連合会は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ内容変更承認申請書(様式3)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。
- 2 第6条第1項の規定は、前項の場合について準用する。この場合の変更交付決定通知書(様式4)によるものとする。
  - 3 大臣は、第1項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
  - 4 第6条第4項の規定は、第1項の承認をする場合において準用する。
  - 5 連合会は、補助金の交付決定後、間接補助事業者等より当該決定に係る補助金申請の取下げがあったときは、申請取下報告書(様式5)を速やかに大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
  - 6 連合会は、補助金の決定後、間接補助事業者等に対し当該交付の決定の全部又

は一部について取消しを行った場合及び当該取消しに係る部分に関し補助金の返還をさせた場合においては、その内容並びに加算金及び延滞金に関する事項について、交付決定取消報告書（様式6）又は補助金返還報告書（様式7）を速やかに大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 連合会は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式8）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遅延の届出）

第11条 連合会は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに事業遅延報告書（様式9）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査）

第12条 連合会は、補助事業の遂行及び支出状況について、大臣の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式10-1）を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

3 連合会は、補助金の適正な執行を図るために必要があるときには、助成した事業の実施状況等について間接補助事業者等から報告を徴し、又は実地に調査するものとし、速やかに状況報告書（様式10-2）を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 連合会は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日までに、実績報告書（様式11）を大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

（補助金の額の確定等）

第14条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式12）により連合会に通知するものとする。

2 大臣は、連合会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 大臣は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 連合会が適正化法及び適正化法施行令その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 連合会が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 連合会が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、連合会に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号の理由による交付の決定を取り消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

#### (補助金の支払)

- 第16条 補助金の支払は、原則として第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。
- 2 連合会は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書（様式13）を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

#### (財産の管理等)

- 第17条 連合会は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 大臣は、連合会が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、又は一部を国に納付させることがある。
- 3 大臣は、間接補助事業者等が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部または一部について連合会に納付があった場合は、その納付額について国に納付させることができる。

#### (財産処分の制限)

- 第18条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等（以下「処分制限財産」という。）、並びに同第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、大臣が別に定める。
- 2 連合会は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 3 連合会は、間接補助事業者等から財産処分の承認の申請を受けたときは、あら

かじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、第2項及び第3項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第19条 連合会は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 連合会は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、補助事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第20条 連合会は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(参考様式)を作成しておかなければならない。

(間接補助金等交付の際付すべき条件)

第21条 連合会は、間接補助事業者等に補助金を交付するときは、本要綱第7条から第20条まで(第16条から18条までを除く。)の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第22条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則(令和2年3月10日付け元文科初第1663号)

この要綱は、令和2年3月10日から施行する。

別記

1 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

事業	補助事業者／間接補助事業者等	補助対象経費	補助金の額
補助事業① 学校給食費返還等事業	全国学校給食会連合会／学校の設置者	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校及び夜間課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）（以下「夜間定時制高等学校」という。）の臨時休業に伴う学校給食の中止により、本来保護者が負担することとなる経費（学校給食法第11条第2号に基づく経費）を学校の設置者が負担した場合における学校給食費等に相当する経費。</p> <p><b>【学校の設置者が負担した学校給食費等に相当する経費】</b> 臨時休業の期間に対応する下記の経費を補助対象とする。なお、本事業開始以前より、学校給食費の全部又は一部を学校の設置者が負担している場合は、学校の設置者が負担している臨時休業の期間に相当する分を本対象経費に含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の設置者がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費及びその処分に要した経費（ただし、学校の設置者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする）</li> <li>・事業者に対して既に発注されていた食材にかかる違約金等（ただし、事業者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする）</li> <li>・その他返金等に要する経費（保護者に返金する際の銀行振込手数料等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立及び私立学校の場合は補助対象経費の4分の3の額とする。（ただし、私立学校においては、平成30年度学校給食実施状況等調査（文部科学省）による給食費平均額の4分の3を上限とする。）</li> <li>・<u>国立学校の場合は10/10</u></li> <li>・算出された総額（設置者単位）に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</li> </ul>
補助事業② 衛生管理改善事業	全国学校給食会連合会／地方公共団体	<p>地方公共団体による、学校給食調理業者に対する、令和2年4月からの学校給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修や設備等の購入の支援に必要な経費であり、1事業者あたり、下記の項目ごとの金額の合計。</p> <p><b>【職員研修に必要な経費】</b> 研修参加料やテキスト代とし、従業員3人以下（代表者を含め4人以</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費の3分の2の額とする。</li> <li>・算出された総額（事業者単位）に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</li> </ul>

# 臨時休業による学校給食休止に伴う諸課題への対応

## 課題

## 対応策

### 学校の設置者

#### ○学校給食費(食材費)

- ・キャンセルが間に合わなかった発注済み食材費の支払い
- ・設置者が負担する食材費のキャンセル代等

#### ○調理業務等委託費

- ・調理業務等委託費に対する違約金

### 学校給食費返還等事業(予備費により新設:文科省)

- ・臨時休業期間中の学校給食費について、保護者への返還を要請
- ・上記要請に伴い、設置者が負担する食材に係る経費(キャンセル代含む)を補助
- ・調理業務等委託費についても、様々な契約形態があることから、国・地方が一体となり、状況に応じて柔軟に対応

### 給食関係事業者

- ・売上の減少
- ・自宅待機等にかかる人件費
- ・施設設備の維持費

### 事業活動の縮小や雇用への対応

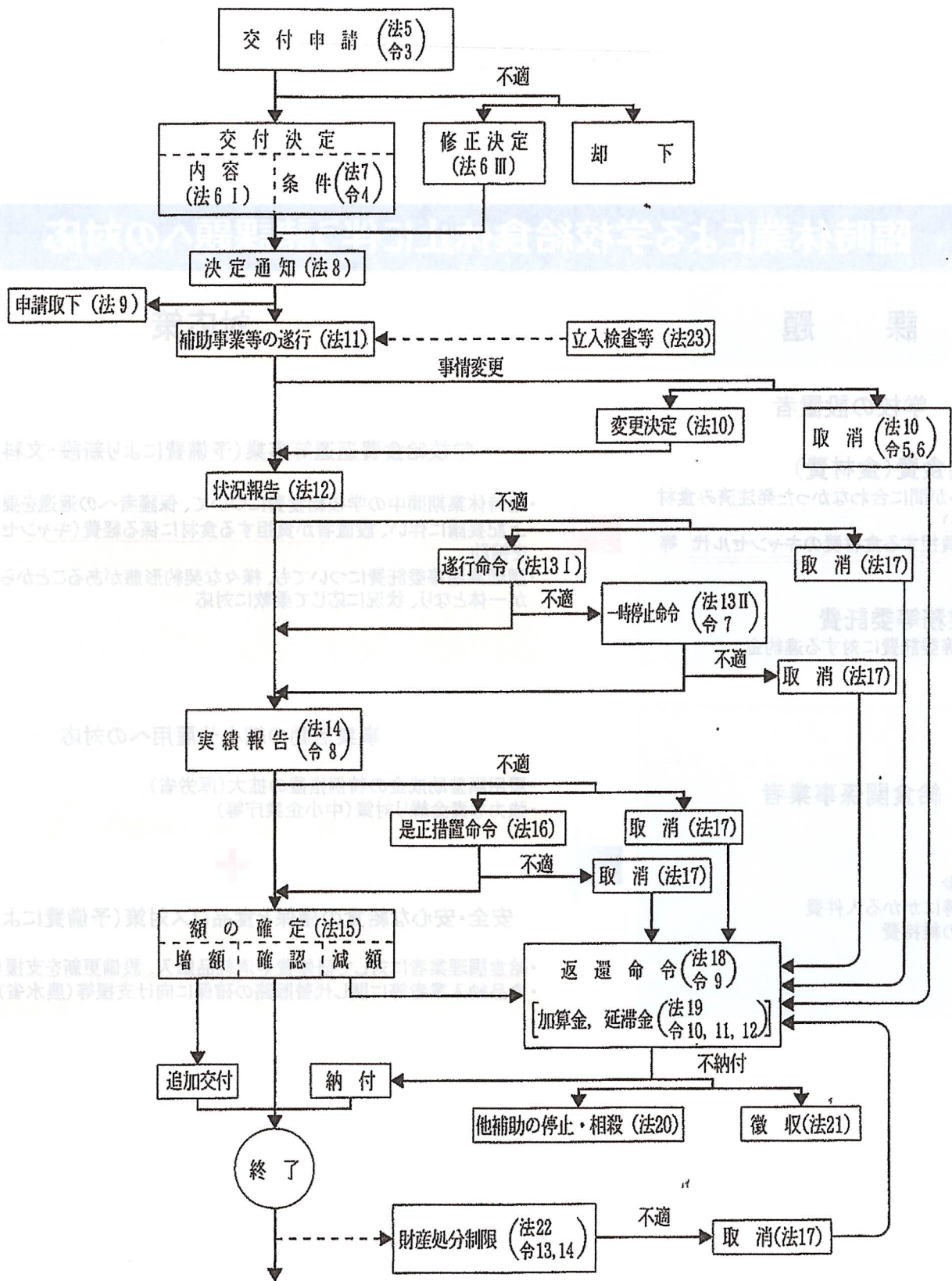
- ・雇用調整助成金の特例措置の拡大(厚労省)
- ・強力な資金繰り対策(中小企業庁等)

### 安全・安心な給食の確保と食品ロス対策(予備費により新設)

- ・給食調理業者に対して研修費や消耗品購入、設備更新を支援(文科省)
- ・食品納入業者等に関し代替販路の確保に向け支援等(農水省)



## 7. 補助金制度



**罰 則**

- 1. 不正手段による補助金等の受給 (法29)
- 2. 他用途使用 (法30)
- 3. 調査, 報告等の協力義務違反等 (法31)

(注) 法…補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律  
 令…補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令